

令和5年度(令和4年分所得)から適用される 市・県民税の主な税制改正について

税務課市民税係 ☎ (25)1134

令和5年度の市・県民税申告、令和4年分の確定申告から適用される主な税制改正についてお知らせします。

◇住宅借入金等特別税額控除の見直し

- 住宅借入金等特別税額控除の適用期限が4年延長され、令和7年12月31日までに入居したかたが対象となります。
- 住宅借入金等特別税額控除の適用者対象者の所得要件が合計所得金額2,000万円以下(改正前:3,000万円以下)となります。
- 合計所得金額1,000万円以下のかたにつき、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象となります。
- 市・県民税における住宅控除限度額や控除期間などについても見直しがされています。

市・県民税における住宅控除限度額

入居した年月	平成21年1月～ 平成26年3月	平成26年4月～ 令和3年12月※1	令和4年1月～ 令和7年12月※2、※3
控除限度額	最高97,500円	最高136,500円	最高97,500円

- (※1) 住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%の場合に限り、それ以外の場合は、平成21年1月から平成26年3月までに入居したかたと同じとなります。
- (※2) 令和4年中に入居したかたのうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、平成26年4月から令和3年12月までに入居し、(※1)の条件を満たす場合の控除限度額と同じとなります。
- (※3) 令和6年以降に建築確認を受ける住宅(登記上の建築日が同年6月30日以前のものを除きます。)または建築確認を受けない住宅で登記上の建築日が同年7月1日以降の住宅については、一定の省エネ基準に適合している場合に限り、適用されます。

住宅ローン控除の控除期間

	入居した年	控除期間
一定の省エネ基準を満たす新築住宅など	令和4年～令和7年	13年
その他新築住宅	令和4年～令和5年	13年
	令和6年～令和7年	10年
既存住宅	令和4年～令和7年	10年

住宅借入金等特別税額控除の適用要件などについて詳しくは、ホームページをご覧ください。



住宅ローン減税 国土交通省 🔍 検索

◇市・県民税の非課税条件

民法の成年年齢が20歳から18歳への引き下げに伴い、令和5年度から、1月1日(賦課期日)時点で18歳または19歳のかたは、市・県民税が課税されるかどうかの判断において未成年者に当たらないこととなりました。

◇セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続の簡素化を図った上で、適用期限が5年延長され、令和8年12月31日までとなります。

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品などについて詳しくは、ホームページをご覧ください。



セルフメディケーション税制 厚生労働省 🔍 検索

確定申告は自宅でスマホから!

✓ 確定申告会場に来場する必要なし!

混雑する会場に行かなくてもよい! 外出を要しない自宅からのe-Taxは、最も有効な感染防止策!

✓ 申告書の印刷・申告書および添付書類の税務署への持参や郵送が不要!

※一部の書類は提出が必要です。

✓ 早期(3週間程度)に還付金を受領!

書面提出の場合は1か月～1か月半程度で還付

STEP 1 マイナンバーカードとマイナンバーカード 読取対応スマホを準備

※事前にマイナポータルアプリのインストール・設定が必要です。

STEP 2 「確定申告書等作成コーナー」へアクセスし、 確定申告書を作成・送信

画面の案内に沿って入力・操作をすれば、自動計算で確定申告書の作成・送信ができます。



確定申告書等作成コーナーはこちら

分からないことも、
自宅で解決できます!

動画で操作方法を確認
YouTube「国税庁動画チャンネル」



申告内容に応じた操作方法を確認できます!

チャットボットで相談

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。



税務相談チャットボット「税務職員ふたば」

【申告についての問い合わせ先】伊勢税務署 個人課税第一部門

☎ 0596 (28) 3194(ダイヤルイン) 平日の午前8時30分から午後5時まで